

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
ーフォスタリング機関および里親支援センターを対象とした調査からの考察と手引きの作成ー

研究分担者 山口 敬子（京都府立大学 公共政策学部 福祉社会学科）
研究協力者 藤巻 楽々（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究要旨

本研究は、社会的養護において養育不調に至る要因とプロセスを詳細に分析し、その予防および解除後のケアを含めた包括的な支援のあり方を提示するとともに、実効性のある「養育不調の予防および対応に関する手引き（ガイドライン）」を作成することを目的とした。

昨年度までの調査から得られた語りを「委託前」「委託当初」「委託中」「解除時」の時間軸で、振り分け、養育不調のプロセス図を作成した。この図から導き出された予防とケアのポイントに基づき、フォスタリング機関が各段階で留意すべき事項を手引きとして執筆した。作成した手引きは関係機関や里親への意見聴取を経て精緻化を図った。

プロセス図の分析から、養育不調は突発的な事象ではなく、委託前の不十分なアセスメント、委託初期の「過剰適応」による問題の見過ごし、その後の行動上の問題や里親の孤立感の深化といった要因が段階的に積み重なった結果であることが明らかとなった。

養育不調の予防には、委託前から解除後に至る「切れ目のない支援」と、関係機関がハブとして機能する支援ネットワークの構築が重要である。本研究で作成した手引きは、養育者個人の責任に帰さない包括的な支援体制を実現するための実効的な指針となり得る。

A. 研究目的

本研究は、社会的養護において家庭養育優先の原則に基づく里親委託等が推進される一方で、委託後に子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題、支援の不足により、養育者が子どもへの対応に困難をきたす「養育不調」が重要な課題である現状を踏まえ、その要因とプロセスを明らかにすることを目的とする。

昨年度は、里親委託ケースにおける養育の不調の要因分析を行うことを目的として、フォスタリング機関へのインタビュー調査から、養育不調の経過と要因に関する分析を行った。8機関を対象に、計16ケースについて聞き取りを行

った。

里親委託における養育不調は、子ども・里親・実親・支援体制など複数の要素が相互に影響し合うことで生じる、きわめて多因子・多層的な問題である。本調査結果からは、委託の初期段階における準備不足や、マッチングプロセスの不十分さが、関係構築の妨げとなり、不調の兆候を早期に示す事例が多くみられた。

今年度は、これまでの質問紙調査および複数年にわたるインタビュー調査の統合的な分析結果に基づき、養育不調の未然防止、早期発見・対応、および委託解除後のケアを含めた包括的な支援のあり方を提示し、実効性のある「養育

不調の予防および対応に関する手引き(ガイドライン)」を作成することを目的とする。

B. 研究方法

1. プロセス図の作成方法

養育不調によって委託・措置解除となった事例がどのような過程を辿ったのか、インタビュー調査で得られた事例を分析し、統合したプロセス図を作成した。

まず、インタビュー調査で集めた事例について、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出し、共通した事象は集約した。それらを、委託・措置前→委託・措置当初→委託・措置中→委託・措置解除時という時間軸に分けて切片化し、養育不調のプロセス図(図1)を作成した。

明らかとなったプロセスの中で、養育不調の予防とケアのポイントを考えられる箇所について、赤丸の数字で示した。

完成したプロセス図について、研究班内で協議を重ね、修正を重ねた。

2. 手引きの作成方法

インタビュー調査、プロセス図の作成を担当した対象について、手引きの執筆を担当した(付録1)。プロセス図から導き出された予防とケアのポイントを基に手引きの項目を整理し、執筆した。

手引きは関係者全員が全ての関係機関の記載内容を参照できることを狙いに、一冊にまとめた。作成したプロセス図も手引き内に掲載し、プロセス図から手引きへ、手引きからプロセス図へと、双方向に参照できる構成とした。

委託前から委託解除後までを段階ごとの章立てし、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設

設を並列して項目を設けた。

養育不調による委託解除に影響する重要な事象と、作成したプロセス図から導き出された養育不調の予防とケアのポイントに基づき、委託(措置)前から解除後に至る各段階において、児童相談所、フォスタリング機関、および各養育者が留意すべき事項や役割分担をまとめた手引きの素案を対象者ごとに精査した。

手引きの精度や実用性を高めるため、調査協力機関(里親家庭2世帯、児童相談所、フォスタリング機関、ファミリー機関、地域小規模児童養護施設2ヵ所)から意見聴取を実施し、フィードバックのあった内容等について検討の上、手引きの完成稿とした。

(倫理面への配慮)

研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認(承認番号:第202407号)を得て実施した。

C. 研究結果

プロセス図

図1は、フォスタリング機関から見た里親委託が不調に至る要因を表したものである。委託不調は、委託開始後に突然生じるものではなく、里親登録段階からの関わり方や、委託初期・経過中の変化が積み重なった結果として現れることが多かった。

まず、養育里親は、里親制度の説明を受け、登録前研修、登録前前の家庭訪問等を経て里親として登録される。この段階から、養育実習時や面接時の様子を通して、すでに里親側の支援ニーズが高いと感じられる場合もあれば、特に気になる点は見られない場合もあった。フォスタリング機関は、里親登録前から里親と関わるプロセス、マッチング・交流時から関わるプロ

セス、委託後から関わるプロセスと、関与の開始時期が異なる中で、里親の状況を把握していた。一方、子どもは、被虐待経験や親の死亡、保護者のメンタルヘルスの問題、経済的困難などを理由に保護され、施設や一時保護所で生活した後、里親委託に至っていた。里親委託となる背景には、一時保護所での生活が長期化していることや、受験など生活環境の安定が求められることなどが含まれていた。

マッチング・交流の段階では、マッチング会議や里親との交流が行われ、フォスタリング機関が同席する場合もあった。この時点で、里親との面談を通して、子どものケアに対する不安や困難感、里親家庭内の状況について聞き取りが行われることもあるが、子どものケアそのものは主に児童相談所が担っていた。

委託が開始されると、当初は里親・子ども双方に緊張が強く、「いい子でいようとする」「問題を起こさないようにする」といった、いわゆる過剰適応の時期が見られることが多かった。この段階では、大きな問題が表面化せず、「うまくいっている」と受け止められることも少なくなかった。

しかし、委託が進むにつれて、子どもの試し行動が現れたり、生活習慣や価値観の違いが次第に明らかになったりすることで、里親の養育に対する困難感が増していった。里親側には、子どものケアに対するストレスに加え、家庭内の力動の変化、孤立感、夫婦関係や実子・親族との摩擦といった問題が生じることもあった。

こうした中で、里親からの訴え、フォスタリング機関職員の気づき、学校や関係機関からの相談、あるいは子ども自身からの訴えをきっかけに、「養育がうまくいっていないのではないか」という不調への気づきが生じた。フォスタリング機関はこれらの情報を児童相談所と共有し、状況の整理を行っていた。

養育不調に気づいた後は、里親家庭への訪問を開始したり、レスパイトや一時保護の利用を検討したりしながら、養育の継続が可能かどうかを見極めていた。それでもなお状況の改善が難しい場合には、措置解除を含めた検討が行われ、措置先として、以前生活していた施設、別の施設、別の里親家庭、あるいは実親や祖父母宅などが選定された。

措置解除後には、フォスタリング機関職員は里親や子どもに不信感や怒り、喪失感が残ることも多く、支援者側にも「もっとできたことがあったのではないか」という懊悩が生じていた。この図は、そうした結果だけでなく、そこに至るまでのプロセス全体を振り返ることで、早い段階での気づきや支援の重要性を示している。

手引き

付録 1 を参照。

D. 考察

ここでは、図 1 および付録 1 をもとに、里親委託における養育不調の予防について検討していく。

里親委託における養育不調の予防には、委託前から委託後、さらに委託解除後に至るまでの継続的な支援体制が重要であることが示唆された。特に、フォスタリング機関および里親支援センターは、単なる里親支援の実務機関にとどまらず、児童相談所や里親と協働しながら「チーム養育」を実現する中核的な役割を担うことが求められている。

第一に、養育不調の予防の観点から、委託前段階におけるアセスメントとマッチングの質が極めて重要である。手引きでは、委託前のアセスメントにおいて、里親の養育観や対人関係の特徴などが把握されていたにもかかわらず、委託後のリスクを想定した支援体制の構築が

十分でなかった事例が存在することを示した。このことは、アセスメントが単なる適格性判断にとどまるのではなく、委託後の支援計画と結びつくものでなければならないことを示している。すなわち、アセスメントは「委託できるかどうか」を判断するだけでなく、「どのような支援が必要か」を見立てるプロセスとして機能する必要がある。

第二に、委託開始当初からの支援体制の整備が、養育不調の早期予防において重要である。委託当初の段階では、子どもが新しい家庭環境に適応する過程をチームで見守り、アセスメントやマッチング段階の見立てを実際の生活の中で再確認することが目標とされている。この段階では、里親と支援者の間に「順調にいかなくてもリカバーできる」という関係基盤を形成することが強調されており、これは養育不調を未然に防ぐ上で重要な視点である。里親が困難を抱えた際に早期に相談できる関係性を築くことが、問題の深刻化を防ぐ鍵となる。

第三に、委託中の継続的なモニタリングと心理的支援も養育不調予防において不可欠である。社会的養護の対象となる子どもの多くは虐待や分離体験などの逆境的経験を有しており、その影響として行動上の問題や対人関係の困難が現れることがある。これらは里親に大きな心理的負担をもたらす可能性があるため、フォスタリング機関や里親支援センターは、定期的な訪問や相談対応を通じて里親の困難感に寄り添う必要がある。また、養育上の困りごとを問題視するのではなく、養育の過程で生じる自然な出来事として受け止め、率直に共有できる関係を構築することが重要である。

さらに、本手引きが強調している重要な視点として、「養育不調を養育者個人の責任として捉えない」という点が挙げられる。社会的養護における養育は、里親、児童相談所、支援機関

など複数の関係者が関わる「チーム養育」によって成立しており、その困難もまたチーム全体で共有すべき課題である。この視点は、養育不調を失敗として扱うのではなく、支援体制の再検討や再アセスメントを行う契機として位置づけるという考え方につながる。

以上のことから、養育不調の予防には、①委託前の丁寧なアセスメントと支援計画の構築、②委託開始当初からの信頼関係の形成、③委託中の継続的なモニタリングと心理的支援、④チーム養育の視点に基づく責任の共有、という多層的な支援が必要であると考えられる。フォスタリング機関および里親支援センターは、これらの各段階をつなぐハブとして機能し、子どもと里親双方を支える支援ネットワークを構築する役割を担うことが求められる。

一方で今後の課題として、実践の現場では、養育環境全体を視野に入れた支援が十分に行われにくいということが挙げられる。例えば、ファミリーホームにおいて複数の児童相談所から子どもが委託されている場合、児童相談所間で十分な情報共有が行われないまま委託が進むことがあり、子ども同士の関係性の変化や家庭内の力動が十分に考慮されないことがある。その結果、子ども間の関係性が崩れ、養育者の負担が増大する状況が生じる可能性がある。こうした状況は、フォスタリング機関や里親支援センターの職員が訪問することによって初めて明らかになる場合もあるが、児童相談所はそれぞれ担当する子どものケースへの対応が中心となり、ファミリーホーム全体の養育環境を踏まえた委託調整を行う仕組みは必ずしも十分ではない。また、里親支援センターにおいても、受託した個別ケースへの対応が求められるため、ホーム全体の関係性を調整することには十分な検討や対応がなされていないと考えられる。

このような状況は、家庭養護を支える支援体制が個別ケース単位で構築されていることに起因する側面があると考えられる。今後、ファミリーホームなど複数児童を受け入れる家庭養護の場においては、個々のケース支援に加えて、養育環境全体を俯瞰した支援や調整の仕組みを検討していく必要がある。具体的には、児童相談所間の情報共有の促進や、ファミリーホーム全体の養育環境を踏まえた委託調整のあり方、さらにはフォスタリング機関や里親支援センターが関係機関をつなぐ役割を果たす支援体制の構築などが課題として挙げられる。

家庭養護の推進に伴い、里親家庭やファミリーホームに期待される役割は今後さらに大きくなると考えられる。子どもが安心して生活できる家庭養護等の環境を実現するためには、個別ケースへの支援にとどまらず、養育環境全体を視野に入れた支援体制を構築していくことが重要であり、そのあり方について今後も継続的に検討していくことが求められる。

E. 結論

本稿では、里親委託における養育不調の予防に関して、フォスタリング機関および里親支援センターの支援上の留意点を整理した手引きの内容を踏まえ、その支援のあり方について検討した。その結果、養育不調の予防には、委託前のアセスメントとマッチング、委託開始当初の関係形成、委託中の継続的なモニタリングと支援、さらに養育不調が生じた際の再アセスメントと調整といった、各段階における切れ目のない支援が必要であることが示唆された。また、養育不調を養育者個人の責任として捉えるのではなく、里親、児童相談所、フォスタリング機関、里親支援センターなどが関わる「チーム養育」の課題として共有する視点が重要であることが明らかとなった。

里親家庭に委託される子どもの多くは、虐待や分離といった逆境的体験を有しており、その影響として対人関係の不安や試し行動などが現れることも少なくない。そのため、子どもの行動を単なる問題として捉えるのではなく、その背景を理解した支援を行うとともに、里親が孤立せず、困難を早期に共有できる支援体制を整えることが、養育不調の予防において重要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

図1：フォスタリング機関への調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図

